

男女共同参画社会基本法

食料・農業・農村基本法(第26条)

男性優位、家中心の農村社会を若い女性は敬遠

- 農林水産業の担い手として重要
 - ・農業就業人口に占める女性の割合 55.7% (平成13年「農業動態調査報告書」)

○農業経営への積極的参画

「夫や親等と一緒に農業経営の全体に参画している」、「特定の部門の経営を取り仕切っている」、「農業経営の全体を取り仕切っている」女性は約9割。
(平成11年 婦人・生活課調べ)



○取り巻く現状

〈低い社会参画〉

農業団体等における女性の占める割合

| | 平成4年 | 平成12年 |
|----------|-------|-------|
| 農協個人正組合員 | 12.6% | 14.3% |
| 農協役員 | 0.1% | 0.6% |
| 農業委員 | 0.2% | 1.8% |

| | 平成11年 | 平成12年 |
|----------|-------|-------|
| 漁協個人正組合員 | 6.0% | 5.7% |
| 漁協役員 | 0.1% | 0.3% |

(漁協 平成11年)

〈過重な労働〉

農林漁業者の女性の1日平均の労働時間は男性の1.24倍(家事・育児・介護を含む)
(平成8年度「社会生活基本調査」)

〈経営における位置づけが曖昧〉

毎月決まった額の報酬等を受け取る女性 43.0%
(平成11年「女性農業者の地位向上に関する実態調査」)

○芽生えつつある女性の自立活動

- ・農産物加工品づくり、朝市での販売など起業活動への取組事例

平成5年度 1,255事例 → 平成13年度 7,327事例
(女性・就農課調べ)

しかし、その規模は零細
販売金額は約65%が300万円未満

(女性の参画の促進)

国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

農山漁村男女共同参画推進指針

(平成11年11月1日付け11農産第6825号)
各局長・長官から各都道府県知事、各地方農局長及び農林水産関係団体の長あて通知

① 女性の声かとどくむらづくりにもつた方策の推進

- ・地域レベルの参画目標の達成に向けた支援の充実
- ・地域計画の策定等合意形成の場合等に女性が参画しやすい環境づくり

② 女性の能力開発と農業経営に参画しいきいきと働ける環境の整備

女性が農林水産業の担い手であり、また、経営者であるという位置づけを明確にするため、女性の過重労働の軽減等を図るための労働環境整備等を推進する。

③ 男女共同参画社会の形成のための施策の展開に対する取組の強化

農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組の状況を事業採択又は事業実施に当たっての判断材料とし、これを留意事項とする等、具体的な措置を講じる。

農家の中と外での地位の向上に向けた施策の推進

女性の社会参画の促進

- 「女性の参画目標」の策定
農協や農業委員会等の地域の方針決定機関における女性役員、委員の登用を促進(全都道府県において「女性の参画目標」を策定済み。)

- 女性の社会参画促進に向けた地域社会等への意識啓発

女性の経営参画の促進

- 生産技術や経営能力の向上のための支援
- 女性の起業活動に必要な技術・資金面での支援
- 経営における女性の位置付けの明確化の促進(家族経営協定の推進等)

女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- 農作業・家事・育児・高齢者介護等過重労働の軽減
- 経営参画と子育ての両立のための施設の整備
- 女性農業者のネットワークの充実

小泉総理大臣
施政方針演説
(抜すい)

「女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、様々な分野へのチャレンジを支援したい」

農山漁村における男女共同参画社会の実現